

給食費(副食費)に係る補助制度についてのご案内

古賀市在住園児（満3歳以上）の保護者の方へ

幼稚園における給食費は、主食（ごはん、パンなど）に係る費用と副食（おかず）に係る費用に区分されています。このうち、副食費部分については、一定の要件を満たす方に対し、古賀市から補助金が交付されます。

1 補助対象となる要件

次の①、②のいずれかに該当する場合に補助対象となります。

- ① 幼稚園を利用しているお子さんと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である場合。

※ただし、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除等により控除された税額は、所得割額に加算された上で判定されます。

※4月から8月の申請分は、前年の確定申告の所得割額が適用されます。

- ② 同一世帯内に小学校3年生以下のお子さんが3人以上いる場合で、幼稚園利用中のお子さんが第3子（3番目）以降になる場合。

2 補助金額

月額4,800円を上限として、月ごとに上限額と実際に支払った副食費相当額を比較して、少ないほうが補助額となります。

3 申請に必要となる書類

次の書類を準備し、在籍幼稚園へ提出してください。

- ア 古賀市補足給付に係る副食費補助金交付申請書兼実績報告書（兼請求書）（別添）
※対象となるお子さんが複数いる場合は、それぞれ1枚ずつ作成してください。
- イ 幼稚園から後日発行される補助対象月分の「古賀市副食費の施設による徴収に係る補足給付のための領収書」の写し（園から市へ直接提出される場合は添付不要です。）

4 申請時期

申請は年2回です。受付期間経過後の提出は、受付できない場合があります。

対象月	受付	審査結果通知と補助金の交付
4月～8月分	9/1～9/10	10月下旬
9月～3月分	4/1～4/7	5月下旬

（裏面もご確認ください）

5 提出先

在籍幼稚園 または サンコスモ古賀 子ども家庭センター

6 問い合わせ先 〒811-3116 古賀市庄 205

サンコスモ古賀 子ども家庭センター保育・手当係

TEL092-942-1157